

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律

(平成一五年六月二 日法律第一 一号)

一、提案理由(平成一五年五月一三日・参議院国土交通委員会)

国務大臣(扇千景君) おはようございます。

ただいま議題となりました特定都市河川浸水被害対策法案及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

……………(略)……………

次に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

密集市街地は、いったん地震等が発生すれば被害が甚大となるおそれのある市街地であり、特に大火の危険性が高い密集市街地については今後十年間における重点的な整備が必要であるとされております。

このため、個別で建て替えが進みにくいこと、防災上必要な基盤施設が不十分であること等の密集市街地の特性に的確に対応しながら、その安全性を高めていくことが喫緊の課題となっております。

この法律案は、こうした状況を踏まえ、防災性能を備えた建築物への建て替え及び防災上重要な公共施設等の整備を推進することにより、密集市街地の防災機能の向上等を図ろうとするものです。

次に、この法律案の概要について御説明を申し上げます。

第一に、防災再開発方針を防災街区整備方針に改め、これに新たに防災上重要な公共施設の整備及びその周辺における建築物等の整備に関する計画の概要を定めることとしております。

第二に、密集市街地内の一定の区域について、建築物に関する防火上の制限、敷地面積の最低限度等を定める特定防災街区整備地区を、都市計画において創設することとしております。

第三に、特定防災街区整備地区内等において、柔軟な権利変換手法により防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う防災街区整備事業を創設することとしております。

第四に、都市施設として整備すべき防災上重要な公共施設について、施行予定者を定める等、その確実な整備を進めるための特定の措置を講ずることとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、特定都市河川浸水被害対策法案及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案を提案する理由でございます。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願い申し

上げます。

ありがとうございました。

二、参議院国土交通委員長報告（平成一五年五月一六日）

藤井俊男君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案は、防災性能を備えた建築物への建て替え及び防災上重要な公共施設等の整備を促進することにより、密集市街地の防災機能の向上等を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、特定都市河川の指定基準と大都市に限定する理由、市街地の開発と都市型水害との因果関係、地下街等における水害対策、道路の透水性舗装等の推進、防災街区整備事業の施行要件と事業の利点、事業施行に当たっての地区外転出者、高齢者等への対応、借家人等の関係権利者の合意形成その他について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して富樫委員より密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案に対し反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、特定都市河川浸水被害対策法案は全会一致をもって、また密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案は多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二法律案に対してそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年五月一五日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、密集市街地の解消は長年の懸案であり、補助、融資、税制等の財政支援を含め、幅広く事業の支援策を検討すること。
- 二、防災街区整備事業の推進のためには、種地が重要であることにかんがみ、国公有地、遊休地等の活用を含め、その確保に十分な配慮をすること。
- 三、事業を円滑に遂行するため、関係権利者間、とりわけ借家権者の合意形成が図られるよう努めること。
- 四、事業執行に当たり、借家人及び高齢者等社会的弱者の意向・要望等に十分配慮し、その居住の安定の確保が図られるよう努めること。
- 五、防災街区整備事業等を円滑かつ積極的に推進するため、プランナー、コーディネーター等の人材を育成・活用するための支援策を講じること。
- 六、関係権利者、事業施行者、地方公共団体職員等の理解の促進に資するよう、防災街

区整備事業等に関して、その分かりやすい解説書、事例集及び運用マニュアル等を作成すること。

右決議する。

三、衆議院国土交通委員長報告（平成一五年六月五日）

河合正智君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、密集市街地について計画的な再開発または開発整備による防災街区の整備の一層の促進を図るため、都市計画の地域地区として特定防災街区整備地区を創設するとともに、防災施設建築物、防災公共施設等を整備する防災街区整備事業及び防災都市施設の整備のための施行予定者制度を創設する等、所要の措置を講じようとするものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日扇国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、三十日に質疑に入り、昨日質疑を終了いたしました。

質疑の中では、特定都市河川浸水被害対策法案につきましては、都市型水害が頻発する原因、雨水貯留浸透施設の整備効果等について議論が行われ、また、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案につきましては、高齢者等社会的弱者の居住安定の確保策、防災街区整備事業組合の設立要件等について議論が行われました。

質疑終了後、特定都市河川浸水被害対策法案につきましては、採決の結果、全会一致をもって、また、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案につきましては、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年六月四日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 密集市街地の整備が円滑かつ適切に行われるよう、本法の趣旨の周知徹底に努めること。
- 二 密集市街地の整備に当たっては、地域住民のコミュニティの維持・形成、良好な市街地環境の創造等に十分配慮すること。
- 三 特定防災街区整備地区、防災街区整備事業等の都市計画の決定に当たっては、住民

への情報公開や住民の意向反映に十分配慮すること。

四 防災街区整備事業の施行に当たって、借家権者を含む関係権利者の合意形成が十分行われるよう配慮すること。また、高齢者等の社会的弱者や零細権利者の居住の安定の確保を図るため、必要な措置を講じるよう努めること。

五 防災上危険な密集市街地の早急な解消を図るため、防災街区整備事業等に対する補助、融資、税制等の助成制度や、住民のまちづくり活動等に対する支援策の充実に努めること。

六 密集市街地の整備を円滑に推進するため、住民主体のまちづくりを支援する専門家、まちづくりNPO等の育成、活用に努めること。また、都市基盤整備公団等公的な組織が有するまちづくりに関するノウハウの提供等を積極的に行うこと。

七 密集市街地の防災性の向上に資するため、道路、公園等防災都市施設の整備に努めること。